

中医協「第9回 診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会」

2013年度調査を概ね了承 7対1入院基本料の経過措置は終了に

2013/9/30

診療報酬調査専門組織・入院医療等の調査・評価分科会（分科会長：武藤正樹・国際医療福祉大学大学院教授）では9月30日、2012年度診療報酬改定の影響に関する2013年度調査の結果を提示し、課題と論点について議論を行った。



同調査は2012年度改定における見直しについて、効果検証に一定期間が必要な項目が対象となっている。病院機能に合わせた効率的な入院医療推進を図ることを目的に、①13対1・15対1一般病棟入院基本料算定病棟における特定除外制度を廃止した影響、②7対1入院基本料の算定要件を満たさない医療機関に適用される経過措置の実態——について調査を実施した。

①については、特定除外制度廃止により、現在では13対1・15対1病棟に90日を超えて入院した場合、当該患者を平均在院日数の計算対象とした上で引き続き一般病棟13対1・15対1入院基本料の算定をするか、平均在院日数の計算対象外として療養病棟入院基本料と同じ評価とするかを医療機関が病棟単位で選択できるようになっている。調査によると、13対1・15対1一般病棟に90日を超えて入院している患者の約7割が平均在院日数の計算対象となっても引き続き一般病棟入院基本料を算定していたことから、事務局は「特定除外制度廃止に大きな問題はなかったと考えられる」と結論付けた。

一部の委員から「率直な現場の声を知るため」として調査資料に載せられていない自由記載意見の報告を求める声が挙がったため、事務局は後日対応すると応じたが、特に大きな異論は出なかった。

一方、②の7対1入院基本料の経過措置は2012年度診療報酬改定で算定要件が厳格化したことに対する緩和策として設けられたもので、7対1入院基本料を算定していた医療機関が改定により10対1へ移行する場合に、2014年3月31日まで引き続き7対1を算定することができる。調査によると、経過措置の届出医療機関は2013年6月時点で80施設あり、2012年4月1日の132施設から減少傾向にあることが分かった。そのうち、期限までに7対1へ移行予定と回答した医療機関は50施設で、期限まで又は期限以降に10対1へ移行予定との回答は23施設であるなど、約6割の医療機関で7対1の施設基準を満たす意向だった。しかし、現在も経過措置の届出をしている理由として48施設が「重症度・看護必要度を満たせないため」と回答していたことから、事務局は「複雑な病態を持つ急性期患者に対し、高度な医療を提供している」と言えないとして、予定通り今年度末で経過措置を終了する考えを示した。

「地域によっては急性期病院でも亜急性期や長期療養の患者さんを受け入れる必要がある」と地域医療に配慮して延長を求める意見も見られたものの、武久洋三委員（医療法人平成博愛会理事長）が「7対1一般病棟の本来の目的に沿った対応をするべきだ」と応じるなど、大半の委員が経過措置の終了に対し概ね肯定的な意見を示した。

■初診料・外来診療料の減額措置 「500床以上の全病院」に変更へ

同調査では、外来機能の分化や病院勤務医の負担軽減を目的とした調査も行われた。

2012年度診療報酬改定では、紹介率や逆紹介率の低い特定機能病院等を紹介なしに受診、又は他医療機関を紹介したものの再び受診した場合に初診料・外来診療料を減額する措置が導入された。初診料は270点から200点に、外来診療料は70点から52点に引き下げられる。対象となる医療機関の条件は「前年度の紹介率が40%未満かつ逆紹介率が30%未満の特定機能病院と一般病床500床以上の地域医療支援病院」だが、実績が基準に満たなかった場合でも報告年度の連続する6カ月間の実績が基準を満たしていれば減額措置の対象外となる。

調査によると、2012年度に紹介率などの基準に該当した医療機関の報告は2件だったが、いずれも連続する6カ月間の基準を満たしていたため、減額の対象となる医療機関はなかった。しかし、施設種別ごとに外来患者の紹介の有無を調査したところ、紹介率・逆紹介率ともに上昇傾向であるものの依然として低く、特定機能病院や地域医療支援病院でも同様の傾向であることが分かった。紹介・逆紹介が進まない理由として、診療所側は主に経営に関する課題を挙げている一方、病院側は「医学的に逆紹介できる患者が少ない」「地域に連携できる医療機関が少ない」との回答が多く、紹介率より逆紹介率の方が低い傾向にあった。これらの結果から、事務局は特に逆紹介の取り組みを推進することが重要と指摘するとともに、減額措置の対象を「許可病床数が500床以上の全ての病院」に変更する案を提示。委員からは特に大きな反対はなかった。

今回出された意見を基に、次回、最終取りまとめ案が提出される見通し。

次回の開催は10月中旬を予定。